

改正(令和2年10月版)	平成31年4月版
<p>出来形管理基準及び規格値</p> <p>第1編 共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第1編 共通編を準用する。</p> <p>第3編 土木工事共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第3編 土木工事共通編を準用する。</p> <p>第4編 港湾編 [変更なし]</p> <p>第5編 河川編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第6編 河川編を準用する。</p> <p>第6編 河川海岸編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第7編 河川砂防編を準用する。</p> <p>第7編 砂防編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第8編 砂防編を準用する。</p> <p>第8編 ダム編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第9編 ダム編を準用する。</p> <p>第9編 道路編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(令和2年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第10編 道路編を準用する。</p> <p>第10編 農地編 [変更なし]</p> <p>第11編 公園緑地編 [変更なし]</p> <p>第12編 下水道編 変更箇所を別途記載。</p> <p>第13編 漁港漁場編 [変更なし]</p> <p>第14編 上水道編 [変更なし]</p>	<p>出来形管理基準及び規格値</p> <p>第1編 共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第1編 共通編を準用する。</p> <p>第3編 土木工事共通編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第3編 土木工事共通編を準用する。</p> <p>第4編 港湾編 [略]</p> <p>第5編 河川編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第6編 河川編を準用する。</p> <p>第6編 河川海岸編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第7編 河川砂防編を準用する。</p> <p>第7編 砂防編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第8編 砂防編を準用する。</p> <p>第8編 ダム編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第9編 ダム編を準用する。</p> <p>第9編 道路編 具体的内容は福井県土木部の『土木工事施工管理基準』(平成30年4月)中、『出来形管理基準および規格値』の第10編 道路編を準用する。</p> <p>第10編 農地編 [略]</p> <p>第11編 公園緑地編 [略]</p> <p>第12編 下水道編 変更箇所を別途記載。</p> <p>第13編 漁港漁場編 [略]</p> <p>第14編 上水道編 [略]</p>

改正(令和2年10月版)	平成31年4月版
〔削除〕	<u>第15編 ガス編</u> 〔略〕
第15編 森林編〔変更なし〕	第16編 森林編〔略〕
第16編 集落排水編〔変更なし〕	第17編 集落排水編〔略〕
第17編 建築編〔変更なし〕	第18編 建築編〔略〕

